

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の最終評価と
次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」策定の進め方(案)

1. 検討の方法

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の最終評価及び次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の策定に向けた検討は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において行うこととし、検討に当たっては、既に部会の下に設置されている歯科口腔保健の推進に関する専門委員会(以下「歯科専門委員会」という。)において、部会と連携しつつ、検討状況に応じて専門委員を追加するなどして作業を進める。

2. 検討の内容

最終評価として、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の各項目における実績値の評価、諸活動の成果の評価を行い、その上で、今後重要度が増し、深刻化することが予測される課題などを見据えて取り組むべき施策を整理し、次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の策定を行う。

3. 今後のスケジュール

最終評価については、「健康日本 21(第二次)」の最終評価と連携を図りながら、2022 年の夏頃を目途に取りまとめることとする。また、都道府県等の策定する医療計画等の期間と調和を図る観点から、厚生労働省告示の改正により「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の目標・計画について期間を1年間延長し、2023 年までとする。2023 年度に都道府県等において基本的事項を策定する期間を設け、2024 年度から次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を適用することとする(別紙)。

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」のスケジュールについて(案)

